

平成23年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成24年2月2日（木）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより平成23年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料等について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。資料の説明をいたします。

今回事前にお配りしました資料は、本日の次第及び資料42の「法務省情報連携端末の導入による外部結合について」から、資料51の「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」までとなっております。

また、本日机上配付の資料としまして、差し替えの次第、資料42の差し替え資料、A4判の縦の1枚のものです。それから、資料48の差し替え資料、それから、資料51の差し替え資料、A4判の横の1枚のもの、以上となっております。

次第の差し替えですが、資料51の審議の順番を説明者の都合によりまして、急遽、資料44の次とさせていただいたものです。

各資料の差し替えの内容につきましては、審議案件のご説明の際に担当課長からご説明させていただきます。資料43につきましては、報告案件でございますが、説明者の順番の都合により2番目とさせていただいております。

また、資料45と46につきましては関連した内容となっておりますので、一括して説明させていただきますと考えております。

以上が資料についての説明でございます。

また、前回第6回の審議会でご承認いただいた「子ども園システムの開発について」なんです。前回説明の中で、開発の業務委託につきまして改めてご報告する予定するという形でお話しをしておりましたが、担当課に再度確認しましたところ、業者委託をするのはあくまで前回ご承認いただきましたシステムの構築だけということでありまして、データ入力とかセットアップ、そういったものについてはすべて職員が行うという形となりましたので、開発業者が個人情報を取り扱うことはありませんので、現時点ではご報告は行わないということで進めさせていただきたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

また、今回審議案件が多くなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

私からは以上です。

【会長】まず、資料の不足の方はございませんか。よろしいですね。

最後に、今、情報課長からご説明のあった、前回の「子ども園システムの開発について」ですけれども、恐らく皆様も前回のとき、この程度の理解までは進んでいたんじゃないかなと思っているんで、何か今ご意見があればお聞きしますが、そうでなければ、これに特別異存がないということでもよろしゅうございますか。

はい、じゃ、わかりましたということで、別にこれは議題ではないでしょうけれども、その旨、担当者の方にお伝えいただけるとよろしいかなと思います。

それでは、諮問・報告事項に関する審議を次第に沿って進めてまいります。今回は、審議案件が多くなっていますので、委員の皆様には円滑な進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。また、説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

最初に、資料42の「法務省情報連携端末の導入による外部結合について」の説明をお受けいたします。よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】地域文化部住民制度改正担当副参事でございます。よろしくお願いたします。

では、座らせて説明させていただきます。

最初に、おわびでございます。資料の差し替えがございました。本日、お手元でございます右上に資料42の差し替えと記入されているものでございます。

4ページ目に、法務省との間でやりとりするデータ項目を掲載させていただいておりますが、差し替え前の資料では、これが37項目となっております。しかし、2項目漏れがございましたので、これを追加いたしまして39項目として差し替えをさせていただくものでございます。申しわけございませんでした。

では、資料42に沿って説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

件名は、「法務省情報連携端末の導入による外部結合について」です。諮問内容は、外部電子計算機との結合です。担当部課は、地域文化部戸籍住民課でございます。

初めに、今回の諮問の概要につきまして、その背景にございます住民制度の改正を含めて説明させていただきます。

ごらんいただく資料でございますが、4ページ目の後ろに横長の図をつけさせていただきました。これが今回諮問させていただきます法務省情報連携システムの流れを示したイメージ図でございます。こちらをごらんいただきながら、2ページ目の事業の概要について説明させて

いただきので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、このイメージ図の見方でございます。左側のほうに新宿区という太枠で囲まれている部分に絵が2つ掲げてございます。このうちの右寄りのもの、パソコンをイメージした絵がございまして、絵の上に「法務省情報連携端末」という文字が示してございます。これが今回諮問させていただきます連携端末でございます。

この端末は、平成23年度中に法務省が各自治体に出向いて設置し、送受信のテストを開始する予定とされているものであり、この端末を境に右側、法務省までのルートはこのようにしなさいと法令により定められているところのものとございます。また、この右側ルートでは、安全性確保のためにL G W A N総合行政ネットワークを利用することが予定されております。

他方、左寄りの絵、これは一番左のほうに箱が2つ重なったような形でございますけれども、絵の上に「住民情報システム」という文字がございまして。この箱型の絵はホストコンピュータをイメージしており、これが従来からございます新宿区の庁内システムでございます。

この新宿区のシステムと法務省情報連携端末をシステムでつなぐか、あるいはつながないでCD等の媒体を介する等の方法で送受信するかは任意事項とされており、新宿区といたしましては、システムでつなぐことにより情報交換の正確性や事務処理のスピード化を実現し、もって外国人住民の方の利便性向上、行政事務の効率化を図るところでございます。

ここで、ではこの図のどこが外部結合なのかという点でございます。この連携端末は新宿区役所の庁内に設置されます。そういう意味で、新宿区の太枠の中に掲載させていただいておりますが、所有権は国有財産として法務省にございます。かつ、その管理権限も法務省のままでございます。そういう形で全国に配置されることになってございます。そのため、この端末は区役所内にありながら外部システムの扱いでございます。それと、新宿区の住民情報システムを結合するというところで、今回諮問させていただくところでございます。

なお、この連携端末から法務省までの右側ルートは法定事項でございますので、当審議会へは報告事項となるものでございますけれども、一連のシステムの流れとして、あわせて説明させていただくところでございます。

次に、今回の住民制度改正の内容でございますが、端的に申しますと、外国人住民がお住まいになっている場所の記録について、外国人登録制度が廃止され、日本人と同様に住民基本台帳制度が適用されるようになるというものでございます。その結果、施行日である、ことし平成24年の7月9日以降は日本人も外国人住民も同じ住民基本台帳に載ることになります。

ただ、そこに掲載される氏名、生年月日等に関するバックボーンは異なります。日本人では、

従来同様、住民基本台帳は戸籍と連携することになりますが、外国人住民につきましては、それが在留管理制度との連携ということになります。そのため、外国人住民につきましては、新宿区が住民基本台帳に記録した事項と法務省が在留管理として記録した事項を相互にやりとりする必要が生じるようになります。このやりとりを、法務省情報連携端末を介して行うということでございます。

なお、このほか、今回の法改正により特別永住者の方には特別永住者証明書を交付することになり、法務省所管の法定受託事務といたしまして、各自治体に取り扱うことになります。その交付に関する情報も、この連携端末を介して法務省に通知することとなります。

以上が今回の諮問の概要につきまして住民制度の改正と関連して説明させていただいたところでございます。

恐れ入ります。2ページ目の事業の概要をごらんいただければと思います。

このページでございます目的、対象者、事業の内容につきまして、後ろのイメージ図をごらんいただきながら、ただいま説明させていただいたところでございます。

続きまして、3ページ目をごらんいただければと思います。

上から3つ目の欄、結合される情報項目でございますが、これも政省令等に法定されている事項でございます。

具体的な項目につきましては、本日差し替えでもって配付させていただきました差し替え資料のとおりでございます。すべて39項目でございます。

この3ページ目の下から2つ目の欄、結号の開始時期と期間でございます。開始は、改正法の施行日でございますことしの7月9日、期間は以降継続でございます。

最後に、この3ページ目の一番下の欄、情報保護対策でございますが、通信は専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う等、万全を期すものでございます。

以上、外部電子計算機との結合についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 私からちょっと基本的な、余り知らないことが、ちょっと了知かもしれませんが、外国人の住民票がこういうシステムになることはわかったんです。日本国籍を有する人のものもともと法務省とつながっているのでしょうか。

はい、どうぞ。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】 いえ、つながっておりません。

【会長】 ということは、外国人だけについて法務省が管理するということになりますか。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】 外国人住民の方についての情報交換でございます。

【会 長】はい、わかりました。

それでは、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保（広）委員】私も基本的なことではちょっと恐縮なんですけれども、外国人の情報をやりとりするために新しく外部結合するということはわかったんですが、実際、事務は新たに何か入力が必要になるとかそういうことではなくて、システム上つなぐことによって双方で行き来をするということで、いわゆる事務作業でだれかが打ち込むとか、そういう業務は今回は入ってこないんだ。

【会 長】はい、どうぞ、説明してください。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】この連携やりとりのための事務作業というのは、新たには発生いたしません。住民制度の改正として、住民基本台帳事務において、入力項目が外国人住民の方々の分がふえますけれども、それが自動的にこの連携端末を通してやりとりが行われるという形でございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

これは何か法令で決められて行われる事務のようなことですので、ご質問がなければ、本件は一応諮問事項でございますので、これを適正と認めて承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、承認ということで、決定いたします。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】ありがとうございます。

すみません。1点訂正でございます。

【会 長】訂正、はい、どうぞ。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】入力作業の有無でございますが、法務省のほうから来たデータにつきましては、新宿区の中で入力する作業が発生いたします。新宿区から送る分については自動で送られるということでございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

はい、じゃ、久保委員。

【久保（広）委員】それは、庁内、いわゆる職員がやるわけなので外部に委託するかということはないわけですね。

【会 長】はい、どうぞ、説明してください。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】職員が行います。

【久保（広）委員】わかりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしゅうございますか。じゃ、今の質問も含めまして承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、承認として決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料43の「仮住民票記載事項通知書等の送付事務の委託について」のご説明をお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

【地域文化部住民制度改正担当副参事】引き続き資料43について説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

件名は、「仮住民票記載事項通知書等の送付事務の委託について」です。報告内容は業務委託です。担当部課は、地域文化部戸籍住民課でございます。

まず、今回の報告の概要につきまして、同じくその背景にございます住民制度の改正を含めて説明させていただきます。

ごらんいただく資料でございますが、4ページ目の後ろに横長の図を2枚つけさせていただきました。それぞれ右上に「資料1」と「資料2」と表示してございます。これらをごらんいただきながら、2ページ目の事業の概要について説明させていただきますので、あわせてごらんいただければと思います。

今回の住民制度改正でございますが、資料42同様、外国人住民のお住まいになっている場所の記録について、外国人登録制度が廃止され、日本人と同様に住民基本台帳制度が適用されるようになるというものでございます。そして、この住民基本台帳制度への移行の手続というものも法令によって決められているところでございます。

その手続内容でございますが、資料の1をごらんください。

改正法の施行日より前に基準日なるものを設け、これが左側のほうに資料の1で基準日というふうに出てございます。基準日なるものを設け、その日に外国人登録原票等の状況から仮住民票を作成して、その内容を外国人住民になると見込まれる方々に通知いたします。通常のケースでは、仮住民票通知を受けたご本人は何ら手続をする必要がなく、施行日を迎えると仮住民票の内容がそのまま住民票の内容として移行されるというものでございます。

なお、いつを基準日とするかでございますが、つい先ごろ、1月20日付で政令が公布されまして、正式にことしの5月7日を基準日とするということが決まりました。

続きまして、資料の2をごらんいただければと思います。

先ほど資料1におきまして、仮住民票の内容を通知すると説明させていただきましたが、新宿区では仮住民票通知のほかにも行政サービスとして、さらに2種類の通知を行う予定でございます。資料の2は、この2種類を加えた新宿区が基準日に発送する予定の3種類の通知を示したものでございます。

新宿区といたしましては、たとえ通知手続が法定されていないものにつきましても、住民基本台帳に移行されない外国人、具体的には短期滞在者ですとか在留資格なしの方でございますが、移行されない旨をお知らせすることが適切と考えております。

また、法改正により、これまで日本人だけであった住民基本台帳に外国人住民も含まれるようになりますので、住民票に移行される方の中には同一世帯に日本人と外国人住民が存在するといういわゆる複数国籍世帯が新たに発生することとなります。そのため、新宿区では複数国籍世帯となったときの住民票の内容というものをあらかじめお知らせすることが適切というふうに考えてございます。

なお、資料の2の各項目に人数がそれぞれ掲載してございますが、これは本年1月1日現在の外国人登録者数を基準に試算したものでございまして、仮住民票の基準日でございます5月7日までの間には変動する数値でございます。

このように、新宿区では基準日に3種類、計3万通を超える通知を発送する予定でございますので、その封入、封緘及び郵便局持ち込み作業につきまして、個人情報保護を厳正にした上で業務委託し、事務の効率化を図ることが適切と考えているところでございます。

また、今回の委託範囲でございますが、区にございます仮住民票システムのデータ、これは住民基本台帳に移行される方もされない方も含んでいるデータでございますが、このデータを受託業者に渡すことはいたしません。システムデータを、まず紙に打ち出すところまでは区の職員が行います。その情報が打ち出された紙を受託業者に渡し、封入、封緘及び郵便局への持ち込みについて委託するというものでございます。

以上、今回の報告の概要につきまして、制度改正と関連して説明させていただきました。

恐れ入ります。2ページ目の事業の概要をごらんいただければと思います。

このページにございます目的、対象者、事業内容につきまして、ただいまのイメージ図をごらんいただきながら説明させていただいたところでございます。

なお、この事業概要の一番下の欄、事業内容にございます①、②、③、3種類の通知でございますが、(仮称)とある②にとどまらず3つとも、名称につきましては現在検討中でございます。そのため先ほどの資料2の表記とこの①、②、③の表記に若干相違がございますので、申しわけございません、ご了解いただければと思います。

続きまして、次の3ページ目をごらんいただければと思います。

上から3つ目の欄、委託先でございますが、これは今後入札により契約する予定のところでございます。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目の欄でございますが、1番目の外国人につきましては、基準日である、ことしの5月7日現在、新宿区に外国人登録ある方々の氏名、生年月日等、法定項目の29項目でございます。

また、2番の日本人につきましては、これは複数国籍世帯になると見込まれる日本人の方の氏名、生年月日等、5項目でございます。

次の欄、処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙でございます。仮住民票システムデータの処理は委託しないということでございます。

その2つ下の欄、委託の内容でございますが、①から③、3種類の通知の送付事務を委託するものでございます。

次に、下から3つ目の欄、委託の開始時期及び期限でございますが、開始はことし、平成24年4月中旬、期限は5月31日でございます。

最後に、委託に当たり区が行う情報保護対策につきまして、次の4ページ目でございます特記事項を委託契約に付させていただきます。また、提供情報は委託終了までにすべて返却させます。さらに、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしまして、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させるとともに、提供された情報は施錠できる金庫等に保管させ、個人情報の保護を厳正に確保するものでございます。

以上、業務委託の報告でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

質問かご意見ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。これも法令に基づく業務のようなので、問題はないかと思います。

それでは、この件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承ということにいたします。ご苦労さまでした。

次に、資料44の「「外国人国保加入者への勧奨事務」に係る仮住民票情報の目的外利用について」の説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。

【医療保険年金課長】今回の案件につきましては、資料44の「「外国人国保加入者への勧奨事務」に係る仮住民票情報の目的外利用について」諮問させていただくものでございます。

先ほど説明がありましたように、平成24年7月9日付で外国人登録法が廃止され、改正住民基本台帳法が施行されることに伴いまして、外国人国籍の住民の方も住民基本台帳法に登録されることとなります。その移行準備といたしまして、改正住民基本台帳法の附則の3条で、平成24年5月7日以降は仮住民票を作成することになっております。この仮住民票が登録されない方は、平成24年7月9日に新宿区の住民票がなくなり、同日付で国民健康保険の資格を喪失してしまふこととなります。このため、現在国保に加入している方で仮住民票が作成されない方の把握を行いまして、該当者に対して改正住民基本台帳法の施行日までに国保の資格がなくなる旨を通知します。あわせて法施行日以降も、引き続き国保に加入するためには法務省入国管理局及び戸籍住民課外人登録担当での手続が必要になる旨、勧奨を行い、適正な国保の管理を行うものでございます。

なお、目的外利用するに当たりまして、新たに追加となる項目、それから外部提供等は一切ございません。

それでは、事業の概要につきましてご説明させていただきますので、2ページをごらんください。

事業名、担当課は記載のとおりでございます。目的は、国民健康保険被保険者証を適正に交付するためでございます。対象者は、仮住民票が作成されていない外国人国民健康保険加入者の方々です。

次に、事業内容でございます。仮住民票が作成されていない外国人国保加入者の把握を行い、該当者に対して改正住民基本台帳法の施行日までに国民健康保険の資格がなくなる旨を通知するものでございます。また、法施行日以降も引き続き国保に加入するためには、入国管理局及び新宿区の外人登録での手続が必要である旨を勧奨するものでございます。

なお、法施行日までの間に手続が行われず仮住民票が作成されなかった外国人国保加入者につきましては、法施行日において資格の喪失処理を行います。

実施時期でございます。平成24年5月下旬から24年7月上旬でございます。

また、勧奨通知の送付につきましては、5月下旬及び6月上旬を予定しております。5月

の上旬につきましては、発送時点で外国人登録があり、法施行日までに在留期間が満了する方
でございます。6月につきましては、その発送日以後に転入された方々で条件に該当する方々
を予定してございます。

対象者は、さきに説明がありました戸籍住民課の試算では、約2,500人を想定しております
ので、現時点での外国人の国保加入者の率50%を掛けました約1,200人を予定してござい
ます。

3ページをごらんください。

「外国人国保加入者への勧奨事務」に係る仮住民票の目的外利用について」ご説明申し上
げます。

情報の保有課における内容は記載のとおりでございます。情報の利用課は医療保険年金課で
ございます。業務の名称、目的は、先ほどの説明のとおりでございます。

業務登録に係る個人情報の記録媒体は、電磁的媒体でございます。

目的外利用を行う情報項目は、国保情報とのマッチングキーであります住民番号と生年月日
でございます。ご承認いただければ、国保の資格喪失予定の外国籍の方々に手続の勧奨を行う
ことによりまして、未然に国保資格の喪失を防ぐことができるため、これまでどおり国保の被
保険者証を医療機関で提示することで保険給付を受けることができるようになります。

目的外利用の時期につきましては、平成24年5月7日から7月8日まででございます。

以上、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見。

井上委員。

【井上委員】ちょっと確認したいんですけども、この1つ前の議題もあるんですけども、
本件、今回の国民保険の加入者で7月以降ですね、7月9日でしたっけ、7月以降、国保の資
格がなくなってしまうということなんですけれども、外国人登録の手続をしていなくて国民保
険に入れるんですか。

【会 長】はい、説明願います。

【医療保険年金課長】登録なしでは入れません。基準がございまして、3カ月以上という基準
もございます。

〔「3カ月未満でも」と呼ぶ者あり〕

【医療保険年金課長】3カ月未満でも、他の自治体において1年以上お住まいであって、その
後、継続されて入られる方は3カ月未満でも入られるということになっております。

【会 長】井上委員。

【井上委員】すみません、ちょっとよくわからないんですけども、今回の件で、こういう形で切りかわるに当たって、国民保険の資格を喪失するということを知ることなんですけれども、この1つ前の議題の資料の2の一番後ろを見ていると、仮住民票が作成されない人イコール資格がなくなるというような今のご説明だったかと思うんですけども、ちょっとこの関係がわからなくて、多分医療保険年金課としては、国保の加入者の方に、つまり国民保険と外国人登録、だけれども、外国人登録と、それからそれが新しい住民、新施行法になる住民票になって、それと国民保険なんです。国民保険の関係がわからなくて、切りかえによって、だれがどういう不利益を得るのか。今、外国人登録をされていて国民保険に入っていない人に対して勧奨したいということもわかるんですけども、一体今回法の切りかえが、住民票の切りかえと、この国民保険との関係が、事業内容の3つの文章を見ている限り、2番目がよくわからなくて、ちょっとご説明いただければと思うんですけども。

【会 長】資格がなくなる理由をちょっと説明してくれるか。なぜなくなるか、今まで資格がある人が失うというんだから、ある人が、普通なら制度が変わるだけなんだから、日本の制度が変わるだけなんだから、ずっと保険、国民健康保険の対象者でいいじゃないのと、こう思うわけですよ。それをわざわざその手続の問題だけで、仮住民票かな、正式の住民票に移行しないだけの理由で、何で国保を外しちゃうのと、こういうことだろうと思うんですよ。

はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】年金課長です。

【会 長】説明願います。

【医療保険年金課長】まず、入っていない方に勧奨するというものではありません。入っている方で、それで今回は仮住民票が作成されないという方だけですので、本来ですと住所要件が必ずございます。日本人の方も一緒ですけども、外国人の方も新宿区内にお住まいの方という住所要件がございまして、そのことによりまして、今回外国人登録票がなくなりますので、なおかつビザ切れですとかそういったことで要件に達しない方については仮住民票は作成されないということで、住所要件が全く宙に浮いている状態でございますので、その方たちの手続をこちらのほうで入国管理局ですとか、それから戸籍住民課のほうに、外国人登録の担当のほうへ手続をしてくださいというような勧奨通知を出すということでございます。あくまでも住所がなくなるので、基本的には資格が喪失されるということでございます。

【会 長】井上委員。

【井上委員】つまり、住所がなくなるということであるならば、国民保険以外にもいろいろ影

響が多分なくはないと思うので、1つ前の議題で、仮住民票の通知とか、住民票が作成されないお知らせを送るとか、送るときに、そのときに全員に対してでも構わないと思うので、国民保険についてはこういう扱いになっていますよということと一緒に書いて送るとか、それではだめなんですかね。というか、何となく、話を聞いて何か漏れがあるんじゃないかと、ちょっとそこ心配しているのと、それからもう一つ、これをまた別に送ることによるコストですよ。個人情報とか、そういう問題もあるのかもしれないですけども、むしろ、これも法律が変わるからやる制度だということだとは思いますが、漏れをなくすとか費用の削減とか、いろいろなことを考えていくなれば、第一法は、その1つ前の資料の仮住民票記載通知事項みたいなを送るときにちゃんと書いておいて、それでこういう人についてはここに連絡をしてくださいみたいな形でやっていくほうがより正確なんじゃないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

【会 長】はい、お願いします。

【医療保険年金課長】委員おっしゃるとおりだと思いますので、関係課のほうともちょっと確認をとりながら、その当初の通知の中に入れられるのかどうか、あとそれから広報通知、広報掲載ですね、広く一般にということも考えたいと思います。

あと、漏れがないようにということであれば、全体的な対象者をつかめますので、このような対応で最終的には対応させていただければというふうに考えております。

【会 長】外国人登録を今しておられる方がいますよね。それが今度、住民票に載らないという方が発生するのかなと、その人たちは何なんですか。もう日本から強制退去させる、どうなっているんですか、その関係、その登録されない人って何のことを意味しているんでしょう。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。

基本的には本人ビザ切れの場合ですと、基本的には本人が申請してビザの期間を延ばしていただくとかしなければ対応ができませんので、そういったことを私どものほうでは通知させていただいて、いわゆる仮住民票をつくっていただくような形、もしくは新しい住民票をつくっていただくような形で勧奨していきたいということでございます。

【会 長】要するに、今の外国人登録の中には在留資格があるかないかわからない人が入っている可能性があるかと、こういうことですか。この際、その資格のない人は全部登録できませんよと、こういうことですか。

はい、お願いします。説明。

【医療保険年金課長】簡単に言えば、そういったことでございます。

【会 長】 ああ、そう。だから、要するに在留資格と、この登録とを一致させる効果があると、それをねらったかどうかはともかくとして、そういう関連ですよ、はい。

ほかに何かご質問。

はい、ひやま委員。

【ひやま委員】 すみません、ちょっと関連で参考までに教えてください。

ということは、今、外国人国保加入者の中には、そういったビザが切れている人も当然いるというふうな形で考えて、今回のこの制度の切りかえによって、そういう方には新たに勧奨してというような考え方でよろしいんですか。

【会 長】 はい、説明願います。

【医療保険年金課長】 最大の目的は、基本的には医療給付ができるようにつなげるということでございますけれども、適正な国保の被保険者証を持っていただくということで考えれば、今、ひやま委員がおっしゃったような形の目的もございます。

【会 長】 ほかに、ご質問かご意見ございますか。

はい、田中委員。

【田中委員】 そういうことで見ますと、要するに今回の住基のほうにかわって、外国人登録法が廃止されることによって結構変化があるということですよ。だから、外国人登録法に基づけば、そのままの段階で国保の資格があったけれども、それが、外国人登録法が廃止されて住基になると、それが適用されない人が出てくるということですね。

この人たちは基本的には、これまでは、例えば国民健康保険のところでは、通常の被保険者として扱われていたことになるんですか。

【会 長】 はい、説明願います。

【医療保険年金課長】 そうですね。通常の被保険者証の資格該当者として認められていました。

【会 長】 はい、田中委員。

【田中委員】 そうすると、今回仮住民票が作成されないというところの名簿がありますね。その名簿と国保の加入者を一つ一つ、その外国人登録、外国人の方のやつを突き合わせすることになるんですか。

【会 長】 はい、説明願います。

【医療保険年金課長】 電磁的にでございますけれども、突合して該当者に対して勧奨通知を差し上げることとなります。

【会 長】 はい、田中委員。

【田中委員】それで、この勸奨で、今のお話でいっても、国保の加入者にそのまま医療給付を継続するための措置として行われるわけですがけれども、これが仮に例えば7月9日に来て、それまでに何らかの対応がなされない人は、そこで切られてしまうことになりますね。それについては、その後どういう対応になるんですか。

【会 長】はい、説明願います。

【医療保険年金課長】そういった特別の事情だと思いますけれども、無保険の状況になると思われます。

【会 長】はい、田中委員。

【田中委員】いずれにしても、現実的に実体に沿って、実体があるかないかということが非常に大きな問題に当然なってくるでしょうし、そして在留資格の問題も大きくその方には当然影響してくるというふうに思うんですけども、勸奨して、結局いろいろな手続を入管に行ったりするということになると思うんですが、その点でやはり相談しづらい事情みたいなものですよ、逆に言うと。ということがその中に起こる可能性が当然あると思いますので、何でもとにかく相談して、ご本人の不利益にならないような対応をするということで、ぜひ姿勢としては臨んでいただきたいというふうに思いますので、そのことだけ要望しておきたいと思います。

【会 長】じゃ、ご意見としてお聞きください。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようであれば、本件は諮問でございますので、適正と認めて承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、承認ということで、決定いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料の順番が変わりますけれども、資料51ですので、ご準備ください。

それでは、資料51の「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」の説明を受けます。

はい、よろしく申し上げます。どうぞ。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報収集の本人外収集についてご報告いたします。

初めに、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校の相互連絡制度の協定について簡単にご説明いたします。

子どもの非行及び犯罪等にかかわる問題は非常に多様化しております。こうした問題は、今後ますます深刻さを増していくことが予想されておまして、非行等問題行動の防止及び子どもたちの安全確保のため、警察と学校それぞれがみずからの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解しながら緊密な連携のもとで効果的な対応を図ることが大切になっております。

この協定は、このような背景のもと、新宿区においては平成17年6月29日に警視庁と教育委員会の間で締結されたものでございます。

ここで取り扱う個人情報については、その性質上、適正かつ慎重に管理する必要があり、協定の締結にあわせて、区立学校が適正に個人情報の保護を図るために相互連絡制度運用に関するガイドラインを定めております。このガイドラインを定めるに当たりましては、平成17年5月31日の本審議会に諮問いたしまして、ご審議いただいた上、平成17年6月6日の審議会でご承認いただいております。本ガイドラインでは、運用状況を随時本審議会に報告することが定められておまして、本日はその定めに基づいてご報告するものでございます。

資料の51をごらんください。

本日の報告では、学校から警察へという外部提供ですね、そちらの該当事案はございませんでしたので、警察から学校に連絡のあったもの、つまり本人外収集のみのご報告となります。

資料2枚目の一覧をごらんください。

前回の審議会までにおいては直近の案件がございましたので、今回ご報告するのは平成23年8月から12月までの案件でございます。該当する案件は計7件になります。すべて警察から該当する学校あてに電話で連絡のあったものでございます。

資料1枚目の裏面にガイドラインの一部抜粋したものを掲載いたしました。本日ご報告しますこの7件のうち、一番左にナンバリングしてありますナンバー1番、2番、3番、4番、6番の計5件が、このガイドラインの(1)の③のオ「その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる場合」に当たるものでございます。具体的には、4件が万引き、1件については校外での生徒間暴力になります。

5番については、ガイドラインの(1)の②、ウ「不良行為少年」に当たるものでございますが、この事案は校外での喫煙でございます。

7番については、ガイドラインの(1)の①、アに当たるものでございますが、具体的には校外での悪質な暴力行為により、本人が家庭裁判所へ送致された事案でございます。

以上、7つの案件について簡単に運用状況をご説明いたしました。それぞれの事案の詳細については、本人が特定されてしまうおそれもございますので、内容については以上とさせて

いただきます。

また、警察から連絡を受けた際のそれぞれの学校の対応につきましてはガイドラインでも定めておりますが、どの事案についても当該児童・生徒が規範意識の醸成が図られるよう、また立ち直りができるよう、教育的かつ継続的に指導を継続しておるところでございます。もちろん、本人外収集で得た個人情報の管理については、ガイドラインの定めに基づいて適正に管理しているところでございます。

なお、教育委員会では、本相互連絡制度が適正に運用されるよう、毎年度当初に学校の管理職に対し説明会を開催し、内容について説明するとともに、その都度指導、助言を行っているところでございます。

以上でご報告を終わります。

【会 長】ありがとうございます。

ちょっと確認でございますが、この警察からの連絡は教育委員会に連絡があると。

【教育指導課長】いえ。

【会 長】じゃ、どこですか。

【教育指導課長】各学校にでございます。

【会 長】各学校に直接。

【教育指導課長】はい。

【会 長】教育委員会は学校から連絡を受けているということになりますか。

【教育指導課長】そうですね。学校を経由して報告書を上げていただいているといったことでございます。

【会 長】そういう連絡、電話と書いてあるから、聞き取りメモにすぎないのかなと思うんですが、それは各学校が管理していて、教育委員会にはその記録というのは来ないんですか、ただのまた電話の連絡だけ。

【教育指導課長】いえ、教育委員会に文書で来ることになっております。

【会 長】聞き取りのメモが来るわけですね。

【教育指導課長】いえ、様式がガイドラインには定めておりまして、その様式に従って管理する。コピーをしないと、現物をロッカーに、施錠のできる場所に保管をすとか、そういった定めがございます。

【会 長】いずれにしろ、その記録は当該の学校と、校長さんが管理されるんだと思うんですが、それと教育委員会とが持っている、それでよろしいですか。

【教育指導課長】はい、そういうことになります。

【会 長】じゃ、何かご質問とご意見ございましたら、どうぞ。

はい、久保委員。

【久保（広）委員】ごめんなさい。直接個人情報のことにならないのかもしれませんが、ちょっとガイドラインのことについてお伺いを1点だけしたいんですが、今の会長からの質問で流れというか、保管方法がすべてわかったんですが、4番に連絡を行わない事案とガイドラインにあるんですが、警察官によって簡単に指導できるような解決だという内容になっているんですけども、先ほどの報告の流れの説明だと、警察から学校にいて、教育委員会のほうに入るといふことなんで、もうこの事案は、ささいなことであれば教育委員会のほうに報告はもう入らない、警察から来るといふような、こういう方向性はないんですか。

【会 長】説明願います。

【教育指導課長】そうですね。事例によりますが、頻繁に問題行動を起こしている子どもについては、常時、相談しながら進めている事例もございますので、そういった事例はこの制度に載ったようなものとしては取り上げておりません。日常的な相談ということになります。

【会 長】はい、久保委員。

【久保（広）委員】わかりました。じゃ、この17年につくったガイドラインに沿って今までやってこられたと思うんですけども、警察と教育委員会と学校、三者で一つの子どもたちの非行を守っていくという意味でのガイドラインであり、情報の共有ということによろしいんでしょうか。

【会 長】はい、説明願います。

【教育指導課長】はい、そのとおりでございます。

【会 長】ほかに。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっとわからないんですけども、ここの51の1ページのところに、担当部署が教育委員会で、電話番号も書いて、内線も書いてあるんですけども、学校にその電話があるとすると、学校のどこの部署の担当で、だれということ、その情報は責任を持って扱われるのでしょうか。

【会 長】はい、ご説明ください。

【教育指導課長】基本的には管理職になります。学校の管理職が各警察から連絡を受けるといったことになっております。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうすると、もう決まっているわけですね。警察に、ここの受ける人の名前とかそういうのは、いろいろな人事異動があっても報告して決まっているんですか。

【会 長】よろしゅうございますか。はい。

【教育指導課長】原則としてはそのようになります。ただ、緊急を要する場合、また管理職が不在の場合については、その都度、上位の者から責任ある者が対応するといったことで運用しております。

【会 長】よろしいですか、鍋島委員。

ほかに何かございますか。

田中委員。

【田中委員】これは非常に慎重に取り扱わなければならないことで、23区の中でも新宿区はかなり慎重に検討して、遅目に締結したところですね。

ただ、このように本人外収集で、例えば7件出ているということですがけれども、逆に言うと、その7件本人外収集で警察のほうから連絡が来たということは、ある意味、事前行動だとかそういうところで、やはり本人の学校生活、行動の関係で、警察に情報を流して相談するという、こういった事例というのはここでは見当たらなかったわけですか。

【会 長】説明願います。

【教育指導課長】はい、そのとおりです。こういった事例、委員のご質問に当たるかどうかわかりませんが、こういったケースの子どもたちが学校生活において、例えば万引きだとかをするようなことが予想されるような生徒ではないことが多々あるんですね。まさか、こういった子どもが万引きをするといったような事例も最近は特にございますので、これをきっかけに保護者と連携しながら、改めてその子どもたちに説諭していくと、そういったきっかけに、健全育成のために非常に重要なものになっていると思います。

【会 長】はい、田中委員。

【田中委員】同時に、これはみんな対象児童が中学校の子どもたちということに、当然なりませぬ。

【教育指導課長】いえ、ご説明が足りなかったんですけれども……。

【会 長】ちゃんと発言は入れて。

【教育指導課長】すみません。よろしいですか。

【会 長】はい、どうぞ、説明してください。

【教育指導課長】この資料の2番目の列ですね。本人外収集を行う個人の範囲というところに記載しておりますが、中学校がほとんどです。小学校が2件ございます。中学校が5件ですね。

【田中委員】小学校2件ありますか。

【教育指導課長】はい。

〔「差し替えの資料」と呼ぶ者あり〕

【田中委員】差し替え、すみません、失礼しました。差し替えがあったんだ。ごめんなさい。

【教育指導課長】申しわけありません。

【田中委員】失礼しました。

【会 長】差し替えの資料のほうを見てきたんですか。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】それで、そういうふうには児童と生徒ということに当然なるわけですがけれども、警察から直接学校に相談が来る前に、要するに保護者には、これは連絡が行って、例えば保護者のある意味で了解も含めて学校との情報になるのか、それとも保護者に行く前に、もう学校に連絡するのか、その辺はどのような対応になるんですか。

【会 長】説明願います。

【教育指導課長】すみません。これは最近になって随分整理されたようなんです。近年、少年による万引きが非常にふえていると、こういった万引きとか自転車の窃盗ですね。こういったものが非常にふえているということで、少年が将来さらに大きな罪を犯さないためには、犯罪の入り口である万引きを適切に指導するといったことが重要であるというふうに言われています。特に、変わり始めたのが、政府が平成20年12月に、犯罪に強い社会の実現のための行動計画というものを制定しているんですけども、これに基づいて警視庁が平成21年9月に、万引き防止のためのアクションプログラムというものを作成しております。全都のコンビニ、書店、スーパー、百貨店などに対して、万引きがあった場合の対応について指導を行っているところです。それは、必ずすべて警察に報告してくださいと。それから、特に取り調べの際、調書の簡略化を図るとか、できるだけ、それぞれのコンビニとか事業者が万引きに対して対応しやすいようにしたんですね。そのときに、必ず保護者だけではなくて学校にも連絡しますよといったことが定められて、それ以来、全都では万引きを撲滅していくために学校にも連絡すると、事業者は警察にもきちんと連絡すると、早い段階で指導していくといったことが行われるようになっております。

ですから、案件がふえたのも、今までほとんど案件がなかったのが、これが少し案件がふえ

てきているのも、この東京都の取り組みですね。この成果の一部、今まではほとんど報告されずに、事業所は万引きがあっても警察にも連絡しない、それから、たとえ保護者に連絡したとしても学校には連絡しない、そういったことで当該少年が指導される機会を失っていたと、そこをきちんと指導しましょうという流れになってきているということになります。

【会 長】はい、田中委員。

【田中委員】そういう面では、子どもの成長にとってとても大切な問題であり、また、その後の人権にとっても大切な問題ですので、引き続き、そういうある意味で対策が強化されているわけですけれども、対策の強化という一面と、逆に手厚い対応をするということで、ぜひ保護者を含めた対応も検討を、強く進めてください。

以上です。

【会 長】ほかにご質問か、ご意見ございませんか。

ございませんようですので、この件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承といたします。ご苦労さまでした。

次に、資料45よろしいですか。資料45の「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおける計画相談支援給付費と児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について」と一緒に、資料46の「児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の請求事務に係る外部結合について」の説明を一括してお願いいたします。

どうぞ。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長でございます。

それでは、資料45、46、この2件、大もとが一緒でございますのであわせてご説明させていただきます。ご審議をお願いできればと思います。

この2件の案件は、障害者自立支援法、それから児童福祉法の改正がございまして、それに伴って新たに障害者と障害児のいわゆるサービス等利用計画、高齢者で申しますとケアプランに当たるものでございますが、これを新たに作成するといったことが法律上規定されてございます。これが4月1日から施行されるということで、区内で指定特定相談支援事業所、この指定を受けまして、それぞれサービスプランをつくるといった作業を進めていくということになります。このサービス作成につきまして、私ども障害者福祉課と子ども総合センターが、それぞれこの指定特定相談支援事業所の指定を受けてサービス利用計画を作成し、この費用とし

て給付が受けられるということになりますので、この請求事務につきまして、現在、審査支払いを委託している国民健康保険団体連合会のほうにデータ転送を行うといった事務を行うために、このたび外部結合を諮問させていただくといった次第でございます。

事業の概要は、今ご説明させていただきましたとおり、法改正に伴って4月1日から随時サービス利用計画をつくり、その経費を国保連のほうに請求するといったことになります。

項目につきまして、対象は、障害者自立支援法に基づくものとしては、障害者の本人、それから障害児及びその保護者、これは自立支援法の居宅のサービス、障害児の移動支援であるとか、ホームヘルプといったサービスは自立支援法に残ってございます。今回の児童福祉法の改正で、障害児の通所支援、これが児童福祉法に移行されたということで、このたび障害者福祉課と子ども総合センター双方が、この事業所となるといったことになります。

児童福祉法につきましては、障害児通所支援、このサービス利用者と利用申請者、障害児及びその保護者の情報ということになります。情報項目につきましては、こちらに記載のとおり10項目法定で定められているものを電送でお送りするといった形になります。

結合の形態でございますが、パソコンをインターネット回線により、システム結合するといった方法になります。結合の時期は、本年4月1日から以降継続ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

保護対策といたしましては、セキュリティソフト、暗号化、それから相互の端末認証を行う電子証明、このようなセキュリティーをかけまして、万々遺漏なきよう対応したい。また、電送データの処理はIDパスワードによるアクセス制限を設けるといった形で対応を進めてまいります。

簡単ではございますが、45、46、2件の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【会長】 このまず、給付費の請求事務というのは、請求って、だれがだれに請求するんですか、すみません。

はい、お願いします。

【障害者福祉課長】 障害者福祉課長でございます。

私ども区役所は行政機関ということで、本来の審査支払いの事務を現在、国保連合会のほうに委託し、指定事業所からの請求について審査を任せて支払いを行っているところでございます。例えば子ども発達センターにつきましては、従来までも児童でサービスの事業所という位置づけを持ってございました。それから、例えばあゆみの家といったところにつきましても、

生活介護の事業所として指定を受けておりましたので、これまでも毎月電送で請求事務を国保連合会のほうにお送りしているといったことですが、今回の法改正でそのサービス計画をつくるというのは、今まで法定上、私ども支給決定の行為の中で行ってきたものですが、介護保険と同様に、いわゆるセルフプランも含めたサービス利用計画、ケアプランをつくった上で、それに基づいて支給決定するという仕組みに法律改正がなされたということでございまして、そのサービス利用計画をつくるという行為に対して、今後、介護給付費が支給されてくるということが4月1日から始まって来る。それに際しまして、当面の間は区のほうである程度、計画をつくるという作業を進めてまいりませんと、民間の事業所でまだまだサービスプランをつくるというところまで支援が充足しているといった状況がないものですから、当面の間、区の障害者福祉課、それから、子ども総合センターがそれぞれ障害者と障害児のいわゆるサービスプランをつくるという作業を進めてまいりたいということで、今回新たに請求事務が発生するといった次第でございます。

【会 長】 どうもよくわからないんです、はっきり申し上げて。もともとこの給付費というのは、ここに書いてある身体障害者とか知的障害者の人に支払うお金のことですか。

【障害者福祉課長】 この給付費につきましては、その障害者のサービスを提供した事業所に対して区が本来お支払いするんですが、区が直接お支払いする方法ではなくて、審査と支払いを現在、国保連合会に委託して……

【会 長】 いいです。わかりました。要するに、障害者ご本人に払うんじゃなくて、障害者にサービスをした施設にお金が行くということですか。それで、そのお金を新宿区が、団体連合会、健保の団体連合会に委託してお金をその施設に払うと。よろしいですか、今ので。

【障害者福祉課長】 はい。

【会 長】 その程度にして、何かご質問、ご意見ございましたら。

はい、久保委員。

【久保（広）委員】 ちょっと私もまだ全体像がつかめていないんですが、今回サービス計画をつくるということと、あと何しろ法律的な、いわゆる児童福祉法でやる部分とが一緒になっているので、私すごくわかりづらいんですが、この法律が児童福祉法に移って、新宿区でいえば子ども総合センターになる、利用する側の方は全然それはもう関係ないといえますか、こちら側の問題、行政側の問題で、今、出ている、この今の理解で間違っていないでしょうか。

【会 長】 はい、ご説明ください。

【障害者福祉課長】 今、ご指摘いただきましたとおり、今回法律が分かれてしまったというこ

とですが、ご不便かけないように障害者福祉課では、障害者も障害児も両方ともご相談を受け、プランをおつくりするといったことは従前と変わりません。ただ、これに加えて子ども総合センターのほうで障害児の部分の計画の策定が新たにできるようにしていくといったことが今回つけ加えられるものでございます。そのお金が今回、法定でとれるようになりましたので、事業所という位置づけをとって請求を行っていくということでございます。

【久保（広）委員】わかりました。

【会 長】わかりましたか。

【久保（広）委員】はい。

【会 長】ほかにご質問か、ご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、よろしいということで、本案は諮問事項ですので、適正と認め、承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、資料45ですよ、とりあえずね、だけでいいんですね、46も一緒ですか、今……。

【区政情報課長】はい、46も。

【会 長】決議するのは、対象は。

【区政情報課長】はい。

【会 長】45と46一緒。

【区政情報課長】ええ、45についてご承認いただいて、それから46についても同じくご承認いただくという形。

【会 長】45、46ですね。

【区政情報課長】はい。

【会 長】じゃ、決議のとり方、一緒でいいですか、45とか46に分けるんですか。分けるんですね。

【区政情報課長】一緒でも構いません。今、説明は一緒にやりましたので、45、46あわせて、じゃご承認という形でお願いします。

【会 長】別々にとろうかなと思ったんですが、それじゃ、いずれにしろご意見もないようなので、資料45と資料46について、いずれも諮問事項ですので、適正と認めて承認といたします。ご苦労さまでした。

次も同じ方ですか。はい、わかりました。ちょっと待ってください。

資料47の「児童福祉サービス事業における障害児通所給付費等支払事務委託及びこれに伴う外部結合について」の説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長です。

【会長】はい、どうぞ。

【障害者福祉課長】このたびの法改正が大変わかりにくくて、説明にもなかなか難儀しているところがございますが、このたびの法改正で、4月以降、障害児の通所支援の部分、例えば具体的に申し上げますと、私どもの区内でいきますと、子ども発達センターであるとか中央愛児園といった児童の障害児の施設の通所が、従前は、本年度までは東京都がその所管として事業を行ってきた。いわゆる支払事務につきまして行ってきたということですが、今回の改正でそれが各市区町村のほうに移管されました。それに伴いまして、これまで私どもの審査支払事務を国保連合会のほうに委託していた内訳の内容の中に、障害児通所支援の部分が含まれておりませんでした。今回の法律改正を受けまして、4月1日からは区の所管ということになりますので、これまでのサービスに加えて改めて児童福祉法に基づく障害児通所支援の支給決定及び支払事務につきまして、国保連合会のほうに委託し、かつそのデータを送受信する端末の結合を今回お諮りするものでございます。

案件のほう、委託先は先ほど申し上げたとおり東京都国民健康保険団体連合会でございます。

処理させる情報項目につきましては、児童福祉のサービス利用を受けた方のこちらの紙面以下の項目、これらの法定情報を処理していただくということでございます。

情報の記録媒体は電磁的な媒体ということで、委託理由はごらんいただくとおり、従前のものを含めまして国保連合会のほうに委託しているところがございますが、このたびの法改正によって都道府県の事務から市区町村の事務に移管されたということで、新たにこの部分をつけ加えさせていただくといったことでございます。

時期は、今年4月1日から以降継続ということで考えております。

セキュリティにつきましては、こちらの記載のとおりの情報保護対策を受託事業者にも行わせ、区も行うといったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の外部結合関係のほうで、もう一枚資料をお示ししてございます。

こちらは、先ほど請求事務でご案内を差し上げましたとおり、ISDN回線を利用して、専用ソフトにより暗号化されたデータをお送りをするといった形になります。項目は、今委託で取り扱う項目と同じ項目になってございます。

簡単ではございますが、以上、諮問と報告、この2つの項目につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。

はい、田中委員。

【田中委員】これは今までの国保連に委託している事業に、これまで東京都がやっていたものが区になったので、区として今度は委託するということで、実質的にいうと東京都から区に変わっただけということで理解してよろしいんですか。

【会 長】はい、説明願います。

【障害者福祉課長】そのとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

はい、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、委託に伴う事業者処理させる情報項目の中で、ちょっと理解できないのがあって教えていただきたいんですけども、中段以降の請求エラー・警告情報で括弧であるんですね。これは、だれのだれに対する警告情報となっているのか、また内容はどのような内容なのか、どういう情報なのか教えていただけますか。

【会 長】はい、説明願います。

【障害者福祉課長】これは、支払事務を国保連合会のほうで行った際に、請求者から受けた情報を審査、突合するわけですけども、その際の請求エラー、それから警告情報といって、一応確認を求める項目というのがシステム上、処理されるということになってございまして、それらの情報があわせて区のほうに最終的に支払い内容の情報提供という形で来るといったような状況になってございます。

【会 長】はい、ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、国民健康保険団体連合会から新宿区のほうにこの情報が来るといことなんですか。

【会 長】どうぞ、説明願います。

【障害者福祉課長】請求事務につきましては各事業所が行うといったことで、先ほど45、46でおかけしたとおりで、お送りするほうは事業所から国保連合会に請求データが送られる。それを審査したデータを区にいただくといった形になりまして、そこで国保連合会に支払うべきお金の額が確定するといった仕組みになってございます。その中で、請求は受けたんだけど、内容が不備だったりエラーだった情報というのともあわせてちょうだいして、それに対して事業

所のほうにこういう状況が出ていますよといった情報をフィードバックさせていただくといった形になります。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

ないようでしたら、これも諮問事項ですので、適正と認め、承認といたいたいと思います。それが、それと報告事項については了承ということですのでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、それぞれ承認と了承ということに、ご苦労さまです。

【障害者福祉課長】あと2件あります。

【会 長】まだありますか。長いおつき合いになります。ちょっとお待ちください。

資料48に移ります。「視覚・聴覚障害者支援事業委託について」の説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長でございます。

【会 長】はい、お願いします。

【障害者福祉課長】説明の前に、大変申しわけありませんでした。本日、資料差し替えをさせていただきました。処理させる情報項目の中で1項目、相談、助言内容というのが漏れてございました関係で、その部分をつけ加えたものと差し替えをさせていただきました。

それから、事業の内容の中で、説明がちょっと足りなかった部分があったので、そこもあわせて補記させていただきました。本日全面的な差し替えということで再度お配りしてございます。差し替えの資料に基づいてご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本件は、視覚・聴覚障害者支援事業の委託ということで、この4月から高田馬場の、今社会福祉協議会が入っております施設の1階を、現在工事をさせていただいておまして、その中に視覚障害者、それから聴覚障害者といった、いわゆる情報障害と言われる方々の支援を行うためのスペースを確保し、事業展開するといった計画を、現在検討を進めているところでございます。この事業につきましては、4月から開所する際に社会福祉法人、新宿区社会福祉協議会のほうに委託し実施していくといったことで、そこでご利用いただく方々の個人情報について取り扱いがございました関係で、このたび報告といった形をさせていただいているものでございます。

事業の概要でございますけれども、先ほど申し上げた社会福祉協議会建物の1階部分、こちらを活用して視覚障害者の交流コーナー、それから、聴覚障害者の交流コーナーの2つのいわ

ゆるスペースを確保し、そこで事業展開をさせていただきたいというふうに考えてございます。

事業の内容につきましては、当事者の交流事業、それから代読、代筆サービス、インターネット情報等の検索支援、講座・講習会、それから、相談、助言、情報提供サービスといったものを主な事業として、現在組み立てをさせていただいているところでございます。

この事業を推進するに当たりまして、こちら処理させる情報の項目でございますが、利用者の氏名、性別、生年月日といった基本属性、そのほかに相談、助言内容、また、緊急連絡先といった情報を収集記録させていただくといったことで、委託事業者のほうで処理させる情報項目等をさせていただきました。

この事業につきましては、24年4月1日の開始を今、目標として進めてございます。4月1日から以降継続ということで進めたいというふうに考えております。

情報保護対策といたしましては、契約に当たって、特記事項を付する。それから、利用登録期間終了後に、利用者に返却するといった保護対策。それから、受託事業者に向けては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。それから、紙媒体ですので、提供された情報は施錠できるキャビネットに厳重に保管するといった対応を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、簡単ではございますが、「視覚・聴覚障害者支援事業の委託について」ご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【会長】ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

はい、中村委員。

【中村委員】事業内容の下の「また」のところ、災害時のそういった緊急時の連絡、情報が管理されているんですけども、社協のところで突然にそういった事態が発生した場合、災害時要援護者名簿の項目の中で、例えば医療的な側面の、例えば心筋梗塞の場合の薬を常時携帯しているとか、あとは透析とかインシュリンの注射とか、そういったことが災害時の要援護者名簿にあるんですけども、そういった項目は必要ないんですかね。

【会長】説明願います。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長です。

今回、事業を利用される方々は、主に社会参加、外出を促すための事業として実施させていただくといった意図がございます。当然、ご利用いただく方にはいろいろな要件を備えたというかお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、基本的には事業を運営するに当たって、緊急事態が起きたときに、どなたにご連絡して対応するかといった入り口の部分をまず情報とし

て、こちら確保、確保というか取得させていただいて、それによって何かあった場合に連絡して、その後の対応を進めていくといったことで、今回緊急連絡先の個人情報もあわせてちょうだいしようといった次第でございます。

それ以外、突っ込んだことにつきましては、今後事業を進めていく中で利用されている方々ともいろいろと懇談しながら、次のステップとして必要であれば、また改めてこちらでご報告させていただきたいというふうに考えております。

【会 長】よろしゅうございますか。

【中村委員】はい。

【会 長】ほかに質問か、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承といたします。ご苦労さまでした。

もう一件ですね。

次に、資料49の「緊急通報システム（受信センター方式）業務委託について」のご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長でございます。

【会 長】はい、お願いします。

【障害者福祉課長】現在、身体障害者等の緊急通報システムを私ども障害者福祉課のほうで、消防庁方式で運用させていただいているところでございます。

今回、この緊急通報システムの消防庁方式に加え、受信センター方式、これをつけ加えさせていただくといった事業計画を今進めてございまして、それに伴いまして今回ご報告をさせていただくものでございます。

この事業概要でございますけれども、消防庁方式ということで、直接、何かあった場合に、ペンダントのボタンを押すと通報が入る、消防署のほうに通報が入るといったシステム運用を今行ってきたところでございますけれども、この消防庁方式には2つの大きな制限がございまして、1つは、電話回線がいわゆるアナログ回線と申しまししょうか、NTTの回線でなければ使えないといったことと、もう一つが、協力員さんを基本2名、どなたか近隣の方にご協力いただかないと登録ができないといった状況がございました。そのような運用の中で、昨今やはり協力員が確保できない。それから、光回線であるとかケーブルテレビのところでは電話を使うといった方もいらっしゃるといった事情もございまして、新たにそれに対応できる受信センタ

一方式もあわせてご活用いただけるような形で道筋をつけようといった趣旨で、今回追加させていただきます。

対象者は、ごらんいただきますとおり、新規で20名程度出てくるだろうと。消防庁方式、現在15名ということでございまして、協力員さんのご協力がなかなか今現在難しくなっているといった状況で、新規で、本年度は今のところゼロ件といった状況になってございます。

業務委託の委託先は、入札により決定させていただきます関係で、現段階では未定ということでございます。

委託の事業者処理させる項目につきましては、こちらに記載のとおり、委託先に提供する項目として、対象者の属性、それから同居者の属性に関する情報、緊急連絡先、この3つ。それから、搬送後の居住管理者に関する情報といった、これは高齢者の緊急通報のシステムと同様の項目になってございます。委託先に収集させる項目といたしましても、7項目、現在やっています高齢者の緊急通報システムの受信センター方式のものと同じの項目でございます。

記録の媒体でございますが、紙で行うと。

それから、委託の理由につきましては、現在こちらに記載されておりますが、先ほど申し上げたような事情で、なかなか消防庁方式が難しくなってきたといった点もあわせまして、今回受信センター方式を採用していくというものでございます。

開始時期は、本年4月1日から以降継続。

情報保護対策につきましては、別紙の特記事項を付するといったことと、提供した情報は契約期間終了後に返却させるといった対応を行います。それから、受託事業者の情報保護対策は、取扱責任者及び取扱者を指定する。それから、紙ベースでございますので、施錠できる金庫、キャビネット等に厳重に保管するといった対応を進めてまいる予定でございます。

報告は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ご質問かご意見ございますでしょうか。

はい、田中委員。

【田中委員】新しい民間の受信センター方式は、これは無料になるんですか。

【会長】はい、ご説明ください。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長です。

これは、一応高齢者と同様の取り扱いとして利用、月額で1割のご負担ということで、まだ入札をしていませんので、しっかり金額のほうは確定しておりませんが、おおむね想定では月

額費用が2,000円程度というふうに見ていますので、1割ですから200円といったご負担を12カ月、年間2,400円ご負担いただくといったことになろうかというふうに想定してございます。

【会長】はい、田中委員。

【田中委員】いずれにしても、これはその障害者の方の個人情報丸ごとということに当然なりますよね。いろいろな介護もしなきゃいけない、対応もしなきゃいけないということになりますので、業者選定の際は、そういうことに対しての慎重な業者と同時に、ケアの能力も高いということが当然求められていると思いますので、その点をぜひ注意していただきたいということと、あと費用負担については全体としてみればそんなに多額ではないと思いますけれども、それにしてもそれ自身がネックにならないように配慮をお願いします。

【会長】ご意見としてお聞きします。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】この民間の受信センターのと、今までの消防庁のペンダントですよね。そうすると、これはペンダントはなくなって受信センターになるのですか。両方だと混乱するのではないかなと思ったんです。

【会長】説明願います。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長です。

ご利用いただくものは同じでございます。そこから先の機械が、消防庁方式の機械と民間受信センター方式の機械が違うというものでございまして、押すものは一緒に、発信していただいて、受けて、その後の情報の流れがそれぞれ違うルートになるといったこととございます。

【会長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうすると、民間のほうに200円払ってした方は、消防庁のほうには行かないわけですか。

【会長】その民間の何か緊急連絡網であって、通報して、実際にそこへ駆けつける人の話は別の話でしょう、これとは。

【障害者福祉課長】会長、障害者福祉課長です。

消防庁方式というのは、ペンダントを押していただくと消防庁に通報が入って、その登録している、先ほど申し上げた協力員に連絡が行って、見に行ってくださいという話になります。

民間の受信センター方式は、ボタンを押すと、その通信によって警備会社、入札で決まる警備会社のほうに情報が入ります。それで、一番近くに待機している待機所の現場職員がそこに駆けつけるといったことで確認を行って、それによって状況が思わしくなければ119番通報し

て対応すると、こういう流れになってきます。

【会 長】よろしいですか、鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】そうしますと、今、介護のほうでもいろいろなところで、これやっていますけれども、かぎや何かを渡したりしているんですね。それはどうなんでしょうか。

【会 長】ご説明願います。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長です。

かぎは、消防庁方式はその協力員にお預けをしている。それから、民間の受信センター方式の場合は、その契約の警備会社のほうに合いかぎをお預けするといったことがございます。

【会 長】よろしいですか。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】そのかぎはここでは審査しないでいいんですか。はい、わかりました。

【会 長】いやいや、それも問題かもしれないけれども、渡さないとだめ……

【鍋島委員】だめなんですか。

【会 長】いやいや、この支援ができないということだろうと思うんですね。

【鍋島委員】いや、かぎを預けられるのは、ここでは審議しなくていいのかということ。

【会 長】議題にしないでもいいかという、はい。

【鍋島委員】それは個人情報じゃないし。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承といたします。ご苦労さまでした。いろいろご説明ありがとうございました。

これで最後ですかね、はい、頑張りましょう。

資料50の「協働提案事業「街角スポット活用事業」の委託について」のご説明をお願いいたします。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長です。

【会 長】どうぞ。

【文化観光国際課長】それでは、「協働提案事業『街角スポット活用事業』の委託について」のご説明、ご報告をさせていただきます。

この協働提案事業というのは、NPOですとかいろいろな団体から、こうした取り組みができないかということの提案をもらって、それを協働支援会議のほうで、これは区との協働にかなうものであろうということであれば採択していただいて、次年度、区とNPOですとか、区といろいろな団体と業務委託を結びまして、その中でとり行っていくというのが協働提案事業のまず枠組みになっております。

それで、この街角スポット活用事業については、新宿区からこうしたことができないかというような大きな意味での課題提案をさせていただきまして、それに基づいて事業者から企画書の提出があって、協働支援会議のほうで採択され、24年度の実施に当たって受託事業者が個人情報を取り扱うということで、本日報告をさせていただくものでございます。

事業の内容については、事業の概要のほう、1枚おめくりいただきまして、それぞれ目的、事業内容に記載しているところですが、新宿区では平成22年4月に新宿文化芸術振興の基本条例というものを制定しております。この条例の中では、区民ですとか文化芸術団体、学校、企業あるいは行政としての新宿区が文化芸術の振興にかかわる、そうした多くの主体が丸となって新宿のまちの持続的な文化芸術振興を図っていこうと。その中で、伝統等を反映した特色ある文化芸術の保護ですとか保存、あるいは新しい文化芸術の創造、発信、文化芸術の鑑賞ですとか、参加や創造するための環境整備を行っていくということを条例の基本原則あるいは基本理念として定めております。

それを受ける形で個別具体の規定がありまして、その条例の13条に、公共的な空間を活用して文化芸術の振興を図っていこうということが書いてあります。こちら、写真を少し何枚かご用意したんですけれども、例えば道路上の空間の中でジャズをやっているような状況、あるいは工事現場の壁面を活用してアート作品を飾っているような状況、それから、これは歌舞伎町のあの広場の中ですけれども、広場空間を利用して実演芸術をやっているような状況、それから区役所の前でもジャズなんかをやっているような状況、こういう公の空間、人の目に触れるような空間を広く確保して、その中で発表の場あるいは鑑賞の場、そういうものを広くつくっていくというところが、この街角空間の活用の中での具体的な事業イメージになっております。

事業の内容のところ、街角スポット調査と、それから2番に、街角スポットの活用イベントということで2つ書いてありますけれども、個人情報の取り扱いについては、この1番の街角スポットの調査の部分についてであります。区民ですとか文化団体が気軽に文化活動を行えるような、今写真でごらんいただいたような公開空地ですとかロビー空間、そうした空間を街角スポットの候補として情報の提供を広く呼びかけて、それとあわせてアンケートですとかヒ

アリングを行い、情報の収集を進めたいというふうに考えております。

これに基づきまして、街角スポットの候補を把握した上で、実際に現地の調査を行って使用条件等を把握して、その後、いろいろな文化団体が活用できるような情報提供につなげていくというものでございます。そのためにアンケート、ヒアリング、現地調査という3つのことを行っていきたいというふうに考えております。

アンケートについては、地域の文化団体ですとか芸能実演団体・実演家、それから、こうしたいろいろな施設を管理しているような企業のたぐい、そういうところに200以上。それから、ヒアリングについても、こちらに記載のアンケートの中で浮かび上がったところ、そこを基本に置きながら、実際に貸していただけるかどうかというような使用条件についてのヒアリングを行っていくというようなところ。その中での個人情報の取り扱いというところでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、別紙がございます。

委託に伴いまして、取り扱う個人情報、それから委託先です。委託先については、社団法人日本芸能実演家団体協議会、通称芸団協と呼ばれている団体でございます。こちらの団体については、芸能の実演家の組合といいますか連合体になっておりまして、日本全国いろいろな形で行政の支援ですとか文化芸術団体の支援なんかを行っている団体でございます。事務所については西新宿でございます。

それから、委託に伴い行う中での個人情報の処理ということですが、アンケートですとかヒアリングをお願いする情報提供者について、あるいは街角スポットの候補の管理者の郵便番号ですとか住所、氏名、電話番号、メールアドレス、こうしたものがアンケート、ヒアリングの中で個人情報として取り扱われる部分になります。

それから、処理される情報項目の記録媒体ですが、パソコンのハードディスクドライブ、紙というところになります。

こちらの団体への委託理由でございます。冒頭申しましたように、協働提案事業により、こちらの芸団協から提案がされて採択した事業であるということ。委託先については、日本の文化の発展に寄与することを目的とした団体として、豊富な活動実績があるということ。そうした中で、実施に当たって一定の個人情報を集めざるを得ないというようなところでございます。

委託の内容については、繰り返しになりますので、省略させていただきます。

委託の開始時期、期限については、24年4月1日から25年3月31日まで。それから、この協働提案事業は最大2カ年ということが決まっておりますので、事業更新して2年目やる場合については、次年度についても同様の個人情報の取り扱いが出てまいります。

また、委託に当たりまして行う情報保護対策として、契約に当たりまして、別紙の特記事項を付した上で、受託事業者に行わせる情報保護対策として、取扱責任者の事前の指定あるいは施錠ができるような形での個人情報の保護を図るということでやってまいりたいというふうに考えております。

報告については以上になります。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

ご質問、ご意見ございますか。

はい、ひやま委員。

【ひやま委員】これは対象者が区民及び来街者ですね。個人情報に該当するのは1の街角スポット調査ですね。(1)のアンケートで、そこに文化芸術団体とか実演団体とか、企業等200以上とありますよね。ヒアリングで、そこにもそういうふうにあるんですけども、来街者はどこに該当するんですか。

【会 長】説明願います。

【文化観光国際課長】すみません。これは、事業そのものは対象ということで、こうした表記をしてしまいました。来街者については観客、オーディエンスということの意味でこちらに書いたものでございまして、個人情報の取り扱いについての対象者ということになりますと、大変恐縮でございます。(1)のアンケート、ヒアリングで書いてあるような文化団体ですとか、それから、芸能実演団体・実演家、企業、こちらのほうがむしろ対象者として記載すべき内容だったかと思います。申しわけございません。

【会 長】よろしいですか。

はい、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】個人情報のほうは、今の趣旨で構いませんと思うんですが、事業的には、これは一応街角スポットから3カ所をピックアップして事例を示すということが書いてありますけれども、街角スポットそのもの自身は、計画ではどのぐらいつくる予定なんですか。

【会 長】はい、ご説明ください。

【文化観光国際課長】多ければ多いほうがというところが基本になってございます。今回は、できれば2けたのものは何とか確保していきたいなというふうに考えておきまして、と申しますのが、こちらは今回協働事業でやっているわけなんですけれども、別に第2次実行計画の中でも新宿フィールドミュージアムの展開というようなことも1つ掲げておりますので、そうし

たものに将来的にリンクしていけるようなところで、何とか2けたを目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

【会長】よろしいですか。

はい、ほかに、ご質問か、ご意見ございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承いたします。ご苦労さまでした。

以上をもちまして、すべての案件の審議を終了いたしました。委員の皆様、どうも長時間お疲れさまでした。

また、本日が今年度最後となります。1年間ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、委員の皆様、何かご意見、ご発言がございましたら、今多少時間がございますので、ご自由にご発言いただいて結構ですが、発言希望者の方いらっしゃいますでしょうか。

特別……

【会長】何か、2年間の感想でも結構ですが、次の年度の委員に何かこういうことという事で。

はい、田中委員、どうぞ。

【田中委員】つまり、委託事業が多くなると、個人情報が当然外部への提供がもう非常に多くなっているのが実態だと思うんですね。

そういう意味では、情報を守るということでは、特記事項ということではいろいろあって、担当者を決める。それから、あるいは施錠する、キャビネットをつくるとかいうことがありますけれども、受託あるいは委託事業者のほうが、そういう個人情報の保護についての実績とか具体的な対応だとか、そういうことがなかなか、質問すればわかるんでしょうけれども、表に上がってこないんだと思うんです。

いずれにしても、本当はこういう世の中ですから、勤務している人が、そのまま持っている情報をやめた後も漏らしてならないと言いつつも、現実的にはなかなか、ダイレクトメールとかいろいろな形で出ているというところもあると思いますので、1つは、区から要請することじゃなくて、その事業者が本当にどういうセキュリティーの実績を持つのかということは、非常に大きな審査基準の上で判断になると思いますので、もうちょっと、委託事業者のその点

が資料として出てくる際に、その実績ですね。これは委託するときにはわかりませんが、委託した後に審議会の報告として、この事業所は委託をして終わりましたと、それで、その事業者はこういう実績を持っていますというのをできれば出してもらうと、審議した後の事業者がそれに足り得るものかどうかという判断をやっぱりちょっとしていく必要があるんじゃないかなという気がします。

【会 長】業務委託の問題につきましては、実は任期の途中で井上委員からちょっと意見書が来まして、私も事務局の方とお会いした問題ではあるんです。

今ご指摘のように、やっぱりまず業者、どういう業者なのかというのは大きいと思うんですね。信用できるかどうか、実績の問題。もう一つは、それでわからないで委託することもあると思うので、その後の管理というのか、もうちょっと業者の監督管理を何かルールづける、何か月に1回とか、どういう方法が、いろいろ業者が近いところにいる、遠いところにいるとか、単なるパソコンだけでつながっているようなこともあるかもしれない。いろいろ業態があるので何とも言えませんが、もうちょっと委託した後の管理を実際にどのようにやっておられるのかというのは、ぜひこれは、私、半分事務局に伝えているんですけども、そういう選定の段階と、実際に委託した後の監督というのを、もうちょっと工夫していただきたいというか、いつもその決まり文句の特記事項云々で過ぎているわけですけども、もうちょっと実質的な監督ができる体制をつくっていただきたいなど、私も同感に思います。

はい、どうぞ、事務局から。

【区政情報課長】田中委員と会長からご指摘いただいた点は、事務局もそのとおりだというふうに考えております。

事業者の実績については、実は個人情報については、プライバシーマークですとか、そういった認証が既にあります。またISOもあります。ただ、そういったものについては非常に取るのにハードルが高いんですね。プライバシーマーク取得を条件とするという形でやりますと、私どもの区政情報課でやったものに、そういった形でやったことがあるんですけども、いわゆる中小事業者というのはほとんどできない。ある程度大手の事業者だけに限定されてしまっ、地元業者なんかは余り活用できないという、非常に歯がゆい面もあるのも事実です。ですから、そういった面の事業所の実績、プライバシーマークやISO等について、もうちょっと簡便なものがないかどうかとか、そういったことについてもちょっと検討を、研究していきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、委託後の管理なんですけれども、それについても非常に実は難しい問

題がありまして、今年度もコンピューターの関係の委託業者というのがありましたけれども、そういったサーバーの関係というのは、どうしてもクラウドという形でやっている業者が多くて、実際どこにあるのかというのがわからないんですね。その場で見たいと思っても、それが場合によっては海外にあるとか、そういったことも今起こっていますので、そういった点も含めて、入札時の条件とか、そういったものも含めてちょっと検討していければというふうに思っています。

それからまた特記事項、これも相変わらずの特記事項でということでもご指摘をいただきましたけれども、その辺についてもきちんとした実際に活用できるような、意義のある特記事項にもう一回ちょっと見直しというのは、常にしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

【会長】大変いい発言だったと思いますので、次年度以降にぜひ生かしていただきたいなというふうに思います。

ほかにご意見。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】今おっしゃったように、大手だからいいという、大手がいろいろな事故を起こしていますよね、今。ですから、大手だと、どこにいつちゃうかわからないけれども、小さいところだったら、そういうふうなものないので、やっぱり新宿区は新宿区として新宿区内の方のそういう制度を何かつくっていただければ安心なのかもしれないという気が私はいたします。消費者センターあたりでも、大手だからいいというわけにいかないのです、今は、はい。

【会長】わかりました。

はい、じゃ、ご意見。

井上委員、どうぞ。

【井上委員】2005年にできた、この個人情報保護法って、目玉としては、いわゆる外部委託、第三者提供の話と、それから目的外利用と、この2つが多分新しい枠組みだと思うんですね。きょうも何件かかかっている、外部委託、業務委託の件なんですけれども、その場合は、これはご指摘もいろいろあるかと思うんですけれども、その場合は、オーナーとなっている所属がかけるわけですね。ですから、割と例えばそれをAという業者に頼む場合も、Bという業者に頼む場合も、Cという業者に頼む場合も、ある程度のセキュリティーのクオリティコントロールとか品質は同じになると思います。

目的外利用の場合は、きょうの外国人の、外国人登録が今度新しい新住民票に変わるという

話なんですけれども、この場合は、かけているところが目的外利用する側なので、これだと戸籍住民課がもともとオーナーなんですけれども、それを使うのは、例えば医療保険年金課だったり、何とか課、ほかの課がいろいろ使っていくと思うんですけれども、それぞれ使う側の課がかけているんですよ。

多分そのときに、そのために審議会があると言えばそれまでなんですけれども、やはり情報セキュリティのレベルでいって、I SMSで期待されているレベルでいけば、どうもその部分は何か弱いんじゃないかというのが私の所管です。それは、この審議会の場で、同じレベルで、何課が使おうと、何課が目的外利用しようと、それはちゃんとチェックしているというのが我々のミッションかもしれませんが、ここは、この制度ができて多分ことしで6年か7年たつと思うんですけれども、その部分は、より何かブラッシュアップをしなければいけないということが私としての所感ですね。

【会 長】ご意見だから、ここで議論していると時間が、意見をどんどん言ってもらって、次の期に生かしていただくということにしましょうかね。

ほかにご意見何かございますでしょうか。

もし、きょうあれであったら、簡単なメモでも事務局なり私あてでも、結局ここへお届けいただくので、区のほうに申し入れていただければ、特に2年間いろいろ皆さん、経験していただいたんですが、ぜひそれを次年度以降の委員の方に生かしてもらいたいというふうに思いますので、遠慮しないで、簡単なもので結構ですから、事務局のほうへお手紙でも出していただければというふうに思います。

それでは、ご意見の話はこれでよろしいですか。

じゃ、本当に2年間、ごめんなさい。事務局のほうから何かありましたら。

【区政情報課長】すみません。今、会長からもお話がありましたように、本審議会の委員の任期が平成24年4月30日までということになっております。ですから、臨時にお願いする案件がなければ、現在の委員による審議会も今回が最後となります。

本来ですと、各本審議会の終了に際しまして区長からごあいさつすべきなんですけれども、区長は所用のためどうしても時間がとれませんので、私からちょっと一言ごあいさつさせていただいてよろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】それでは、皆様には、日ごろから新宿区政の進展のためにご指導いただきまして、厚く御礼申し上げます。

当審議会につきましては、平成22年度が8回、そして今年度に7回ということで非常に密度の濃い議論をしていただいたと思います。また、大変お忙しいところ、精力的にご審議いただき、どうもありがとうございました。

委員の皆様から、きょうもいただきましたけれども、貴重なご意見をいただきましたので、そういった意見を、今後の新宿区政にきちんと生かして、個人情報保護・情報公開制度、そういったものを運営していきたいというふうに考えております。

今後、いろいろな場面で皆様のご支援を賜ることもあるかと思っておりますけれども、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思っております。

皆様、本当にどうもありがとうございました。

【会長】じゃ、区長さんにもどうぞよろしくお伝えください。

【区政情報課長】どうもありがとうございました。

【会長】ほかに課長のほうから何かございますか。

【区政情報課長】それから、すみません、事務的な手続なんですけれども、今後の委員選任の手続といたしまして、関係団体の代表の方につきましては、改めて推薦のお願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、区民委員の方につきましては2月25日から公募を開始する予定となっておりますので、応募方法につきましては、改めまして2月25日号の広報紙に掲載する予定となっております。

また、区議会選出の委員の皆様につきましては、議長あてに改めて推薦をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本当にどうもありがとうございました。

以上です。

【会長】幸か不幸か、また次期委員に選ばれましたら、どうぞ皆さん頑張ってください。

それでは、これが一応予定としては最後で、臨時会がなければ、このメンバーでの会議は本日が最後となります。皆様には大変精力的にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。つたない司会でしたけれども、副会長にも協力していただいて、本当にありがたく感謝しております。

それでは、以上をもちまして審議会を閉会といたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3時50分閉会